

新型コロナの感染症法5類への移行に伴う 「振替制度の特別処置」の終了について

前略 平素より当ゴルフスクールをご利用いただき、誠にありがとうございます。

5月8日（月）より、新型コロナの感染症法の位置づけが5類に移行します。

これに伴い、2020年2月から施行している「振替制度の特別処置」を、5月末をもって終了させていただきます。詳しくは下記をお読みください。

今後とも、当ゴルフスクールを宜しくお願い申し上げます。

草々

記

1. 振替制度の特別処置について

振替制度の期日は、通常「翌月末まで」ですが、2020年2月より、新型コロナによる影響を考慮し、この期日を撤廃していました。※振替制度に関しては、利用規定をご参照ください。

2. 特別処置の終了について

上記、振替制度の特別処置は、2023年5月末をもって終了いたします。

6月分以降の振替期日は、通常どおり「翌月末まで」となります。

3. 特別処置期間の未消化分について

特別処置の期間中（2020年2月～2023年5月）に発生した未消化分の振替期日は、2023年12月末までとさせていただきます。

この期日までに消化することが難しい方は、休会制度を利用するなどでご対応ください。

詳しくは、担当インストラクターにご相談ください。

2023年5月吉日

ヴィクトリアゴルフスクール藤沢川名校H I S A Y

代表インストラクター 小森 剛